
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 496 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 496 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 20 日開催）において、ステップ 3 における信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（第 32 項の事務局提案に関する意見）

2. 事務局資料第 32 項における区分 A、B、C、E について、信託財産をルックスルーして予想信用損失モデルを適用するというのは、信託財産を直接保有するのと同様に会計処理するとの考え方に照らすと理解できる。
3. 実務対応報告第 23 号に従った信託の区分自体が複雑なため、仮に予想信用損失モデルを適用する場合には、これも見直さないと不整合が生じる可能性がある。また、現行の日本基準の分類を維持することを前提として、信託を債権又は債券、株式、預金のいずれかの性格に区分するためには、それを行うための具体的な基準開発が必要となり、その場合には負債と資本の区分に関する議論に発展する可能性があるが、日本基準の体系において一部についてのみ負債と資本の区分を行うことはバランスに欠けると考えられる。
4. 国際的な予想信用損失モデルの導入の端緒ともなったサブプライム・ローン等への取扱いに関する事務局の懸念は理解できるが、有価証券は現行でも少なくとも時価評価している点が貸付金とは異なる。
5. 今回の減損プロジェクトのスケジュールも考慮し、貸付金に対する予想信用損失モデルの導入を優先し、信託については割り切った対応にした場合に発生する懸念点についてのみフォローするのがよいと考える。
6. 現行の銀行等金融機関における実務では、投資信託はその他有価証券として、株式又は債券の性質かを特段区分せず会計処理されている。また、一部を除き信託財産構成物のルックスルーを行っていない。信託受益権の性格の区分やルックスルーに基づく事務局の分析は、現行日本基準の分類を維持しつつ予想信用損失モデルを適用するうえでの考

え方として理解はできるが、現行実務を踏まえると減損プロジェクトの範囲を超えると考えられる。そのため、有価証券に予想信用損失モデルを適用するとしても、対象は、社債等の負債性金融商品としての性格が明らかなものに限るべきと考える。

(信託の区分に関する意見)

7. 事務局資料第 32 項の区分 D に関して、信託受益権が債権又は債券、株式等、或いは預金のいずれかと同様の性格を有する場合に分けているが、その区別を信託受益権自体の権利に基づいて行うのか、信託財産の内容に基づいて行うのかを明確にする必要がある。
8. 事務局による金銭の信託が予想信用損失モデルの適用対象になるかに関する分析では、委託者兼当初受益者が単数か複数かにより区分しているが、ベビー・マザー・ファンド形式となっている場合があることを考えると、この区分が意味するところをより精緻に検討する必要がある。

(代替的取扱いに関する意見)

9. 事務局資料の第 29 項における時価の下落をもって信用リスクの増大とみなし、時価が取得原価より下回っている場合には当該差額を予想信用損失とみなすという代替的取扱いについて、債券と同様の性格を有する信託受益権の評価損益の変動の大半は、特殊なケースや状況を除き、信用リスクではなく金利リスクによるものであるため、実態を表していないと考える。

以 上